

## 用語の解説【少年矯正統計年報】

### 1 少年鑑別所

| 表番号           | 用 語      | 解 説                                                                                                     |
|---------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 表ほか<br>(注1) | 新収容（人員）  | 調査年において本来の観護の措置，勾留に代わる観護の措置又はその他（勾留状，引致状等による入所）により入所した者をいい，逃走者の連戻し又は施設間の移送による入所の者は含んでいない。               |
|               | 入所の「その他」 | 勾留状，引致状等により入所した者である。                                                                                    |
|               | 退所の「その他」 | 同行指揮書，釈放指揮書等により退所した者である。                                                                                |
|               | 一日平均収容人員 | 年間収容延人員を年間日数で除し，単位以下を四捨五入した人員である。したがって，計とその内訳は必ずしも一致しない。                                                |
| 2 表ほか<br>(注2) | 表題中の「交通」 | 主たる非行が自動車及び原動機付自転車の運転に係る者についての調査である。                                                                    |
| 5 表ほか<br>(注3) | 新収容者     | 少年鑑別所送致の決定（少年法第17条第7項の規定により，同条第1項第2号の措置とみなされた場合を含む。）により入所したもので，かつ，調査年において逃走，施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者をいう。 |
| 5 表           | 13歳      | 平成18年の「13歳」は，同年の「13歳以下」の人員を表している。                                                                       |
| 10表ほか<br>(注4) | 文書偽造等    | 「文書偽造・有価証券偽造・支払用カード電磁的記録関係・印章偽造」のことである。                                                                 |
| 19表           | 共犯者の数    | 本人も数に含まれる。                                                                                              |

(注1) 1表(法務省ホームページにおける統計表番号「10-00-01」。以下同様とする。)のほかに，2表を含む。

(注2) 2表のほかに，4表を含む。2表は1表の，4表は3表の内数となっている。

(注3) 5表のほかに，6表～30表を含む。

(注4) 10表のほかに，11表～25表を含む。

### 2 少年院

| 表番号            | 用 語                | 解 説                                                                                        |
|----------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 表ほか<br>(注5)  | 入院の「その他」           | 逮捕状の執行により入院し，再び入院した者である。                                                                   |
|                | 出院の「その他」           | 逮捕状の執行により入院した者等である。                                                                        |
|                | 処遇の移行              | 短期処遇から長期処遇に又は長期処遇から短期処遇に移行した者をいう。                                                          |
|                | 一日平均収容人員           | 年間収容延人員を年間日数で除し，単位以下を四捨五入した人員である。したがって，計とその内訳は必ずしも一致しない。                                   |
| 1 表            | 退院の「期間満了」欄中の（ ）内の数 | 地方更生保護委員会の決定によるものであり，内数である。                                                                |
| 4 表ほか<br>(注6)  | 処遇課程等              | 次頁の「少年院の処遇課程等区分表」参照                                                                        |
| 7 表ほか<br>(注7)  | 新収容者               | 調査年において少年院送致の決定により新たに入院した者をいう。                                                             |
| 15表ほか<br>(注8)  | 文書偽造等              | 「文書偽造・有価証券偽造・支払用カード電磁的記録関係・印章偽造」のことである。                                                    |
| 18表ほか<br>(注9)  | 本件非行までの期間          | 前回処分のときから今回の入院に係る非行までの期間である。ただし，前回の処分が矯正施設又は児童福祉施設に収容の場合は，出院又は出所（逃走による出所を含む。）したときから起算している。 |
| 21表            | 共犯者の数              | 本人も数に含まれる。                                                                                 |
| 38表ほか<br>(注10) | 出院者                | 調査年において退院又は仮退院の事由により入院した者をいう。                                                              |
| 47表            | 表題中の「職業補導に関連のあるもの」 | 在院期間中に受けた職業補導の科目に関連して取得した資格又は免許のことをいう。                                                     |
| 48表            | 表題中の「職業補導に関連のないもの」 | 在院期間中に受けた職業補導の科目に関連なく取得した資格又は免許のことをいう。                                                     |

(注5) 1表のほかに，2表及び3表を含む。

(注6) 4表のほかに，11表，16表，24表～34表，38表及び53～56表を含む。

(注7) 7表のほかに，8表～37表を含む。

(注8) 15表のほかに，16表，17表及び19表～21表を含む。

(注9) 18表のほかに，32表を含む。

(注10) 38表のほかに，39表～60表を含む。

少年院の処遇課程等区分表

| 処遇課程等                     | 摘要                                                                           |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| S E (一般短期処遇)              | 短期教科教育課程の者                                                                   |
| S G (一般短期処遇)              | 短期生活訓練課程の者                                                                   |
| O                         | 特修短期処遇の対象者                                                                   |
| G <sub>1</sub> (生活訓練課程)   | 著しい性格の偏りがあり、反社会的な行動傾向が顕著であるため、治療的な指導及び心身の訓練を特に必要とする者                         |
| G <sub>2</sub> (生活訓練課程)   | 外国人で、日本人と異なる処遇を必要とする者                                                        |
| G <sub>3</sub> (生活訓練課程)   | 非行の重大性等により、少年の持つ問題性が極めて複雑・深刻であるため、その矯正と社会復帰を図る上で特別の処遇を必要とする者                 |
| V <sub>1</sub> (職業能力開発課程) | 職業能力開発促進法等に定める職業訓練(10か月以上)の履修を必要とする者                                         |
| V <sub>2</sub> (職業能力開発課程) | 職業能力開発促進法等に定める職業訓練(10か月未満)の履修を必要とする者、又は職業上の意識、知識、技能等を高める職業指導を必要とする者          |
| E <sub>1</sub> (教科教育課程)   | 義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したもの                               |
| E <sub>2</sub> (教科教育課程)   | 高等学校教育を必要とし、それを受ける意欲が認められる者                                                  |
| E <sub>3</sub> (教科教育課程)   | 義務教育課程の履修を必要とする者のうち、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの                             |
| H <sub>1</sub> (特殊教育課程)   | 知的障害者(I・Qおおむね69以下の者)であって専門的医療措置を必要とする心身に著しい故障のないもの及び知的障害者に対する処遇に準じた処遇を必要とする者 |
| H <sub>2</sub> (特殊教育課程)   | 情緒的未成熟等により非社会的な形の社会的不適応が著しいため専門的な治療教育を必要とする者                                 |
| P <sub>1</sub> (医療措置課程)   | 身体疾患のある者                                                                     |
| P <sub>2</sub> (医療措置課程)   | 肢体不自由等身体障害のある者                                                               |
| M <sub>1</sub> (医療措置課程)   | 精神病患者及び精神病の疑いのある者                                                            |
| M <sub>2</sub> (医療措置課程)   | 精神病質者及び精神病質の疑いのある者                                                           |

(注) 平成19年5月1日以降、S<sub>1</sub>・S<sub>2</sub>・S<sub>3</sub>はS E・S Gに改正されたため、平成19年4月30日以前の「S E」は「S<sub>1</sub>」の人員を、「S G」は「S<sub>2</sub>」及び「S<sub>3</sub>」の人員を含んでいる。